

☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆！！九段会計通信！！☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆

◇九段会計通信 Vol.91のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
預貯金を遺産分割の対象と判断する最高裁判例について
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 東京経営者大学のご案内！
- 編集後記

こんにちは！代表の高木です。

皆様、新年明けましておめでとうございます！代表の高木です。

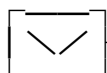
お正月休みも過ぎてみるとあっという間でしたが、すでに遠い過去の様に思える今日この頃です。

今年も、九段会計スタッフ一同、皆様を精一杯サポートさせていただきます！

それでは今月のメルマガをお送り致します。

宜しくお願い致します！

代表・税理士 高木 功治



≧■こんなときどうなる？身近な税務トピック

～預貯金を遺産分割の対象と判断する最高裁判例について～

12月19日、最高裁判所大法廷は、「預貯金債権が遺産分割の対象になるのか否か」が争われていた事件について、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」との判断を示し、原審を破棄し大阪高等裁判所に審理を差し戻しました。

今回の最高裁の判断については、ニュース等でも話題になりました。今回は、この判例について解説致します。

1. 事件の前提
今回の裁判の前提として、今回の案件については、死亡した男性の遺族が、男性の預金約3,800万円について、別の遺族が受けた生前贈与などと合わせて遺産分割するよう求めたものです。
2. 従前の判例

平成16年の最高裁判例等で、原則として預貯金は当然に相続分に応じて分割され、遺産分割の対象とはならないとされてきました。ここでいう「遺産分割」とは、遺産を各共同相続人が、具体的な相続分に応じて分割することをいい、被相続人の遺言、相続人間の遺産分割の協議又は家庭裁判所の審判により決定するものです。相続分に応じて分割される場合、遺産分割の前に、各共同相続人が相続分に応じて分割されるため、別の相続人が受けた生前贈与などを全く考慮する事なく、各共同相続人が相続分に応じて、分割される事になります。※ ただし、実務上は、遺産分割の解決上、各共同相続人の合意により、預貯金も遺産分割の対象財産の対象に含めて遺産分割をする方法が採られる事が多いです。

3. 今回の最高裁判例による影響

今回の最高裁判例により、預貯金について従前、遺産分割対象外としていたのを、全面的に改めて、遺産分割財産として遺産分割の対象に含まれる事になります。ある意味、実務に応じた判例の見直しになりますので、相続・遺言作成の実務上は大きい変更にはなりません。生前贈与後に遺産分割を巡って係争中の場合、又は今後係争が見込まれる場合には、判例上、大きな変更になります。

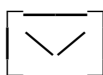
(注釈)

2で記載しております「生前贈与」についてですが、税務上は、相続発生前3年間の生前贈与について、相続財産に加算するという規定がありますが、民法上の「遺産分割」については、過去3年の区切りを設けておりませんので、過去の贈与の全てが対象になります。

今後、税制改正について進展がありましたら、メールマガジンを始め、随時お伝えして参りますので宜しくお願い申し上げます。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至



≡ ■温故知新な<九段的ヒトコト>

「ベストよりベターを狙う。ベターを積み重ねることで、ベストに近づいていく。」

- グロリア・アロヨ (フィリピン元大統領) -

ベストを尽くすということは、頭でわかって中々難しいものです。しかし、昨日の自分より今日の自分が一歩成長していれば、それはベストに一歩近づいていることに変わりありません。

同じことを何も考えずに繰り返すのではなく、昨日より少しでもいいので、何かが前進していること。もちろん、前進したつもりで失敗することもあります、その失敗経験も大いなる前進。

そんな気持ちで今年は頑張ります！

メールマガジン編集担当 遠藤 洋輔



≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第4期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきたコンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

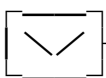
そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、顧問させていただいている私たちの立場から、継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、
新たなビジネスチャンスを掴んだ方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、
各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：成田 縁・塩田俊彦



≡ ■ 編集後記

明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

去年は九州などで大きな地震があったり、都知事が変わったり、
大手広告代理店で過労死問題があったり、などと色々なことがありました。
特に個人的には過労死問題について、考えさせられました。
現状、残業体質の会社はブラックとされていますが、
個人的な意見としては、
自殺の原因は単純に残業が多いというだけではないと思っています。
おそらく、定時に帰宅できたとしても、短時間で成果を求められ、
悩みやプレッシャーを上司にわかってもらえなければ
同じ結果になり得ると思います。
単純に長時間労働か否かではなく、
やりがいや存在意義を感じられるかが重要ではないかなと思います。
人を雇うということは、大切な命を預かることにもなるんだと思い、
なるべく長時間労働にならないように配慮しつつ、
やりがいや存在意義を感じられるような環境を作っていきたいと思っています。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！

フォローミー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。 その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！ 所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。 次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。 詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いただけませんので、お問い合わせ等ございましたら各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-3-1
滝ビル3F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp